

## 射水市歌の森運動公園大型遊具等更新工事公募型プロポーザル実施要領

射水市歌の森運動公園（以下「運動公園」という。）の大型遊具等は、平成13年度に整備されてから24年が経過し、老朽化が顕著な状態となっている。この大型遊具は運動公園のシンボルとして多くの子供に利用されており、更新後においても子供の創造性と発想力を養い、遊びながら動くことで運動機能を高めることを期待している。

本工事は、老朽化した大型遊具等を撤去し、子育て世代にも選ばれる公園の新たなシンボルとして広く市民に愛され、安全・安心して利用される遊具を設置することを目的とする。本実施要領は、公募型プロポーザル方式により、複数の事業者の企画力と高い技術力による提案を比較検討し、本市の条件に最も適した提案を行った事業者を本工事の優先交渉権として選定するための必要な事項を定める。

令和8年度においては、遊具更新エリア全体の実施設計及び一部遊具の撤去及び設置工事を行う予定であり、当該事項が本プロポーザル後の契約対象事項とする。

### 1 事業概要

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 工 事 名   | 歌の森運動公園大型遊具等更新工事  |
| (2) 発 注 方 式 | 設計施工一括発注方式  |
| (3) 施 工 場 所 | 射水市 戸破 地内   |
| (4) 工 事 内 容 | 別紙「射水市歌の森運動公園大型遊具等更新工事仕様書」<br>（以下、「仕様書」という。）のとおり  |
| (5) 工 期     | 契約締結日から令和9年3月26日まで  |
| (6) 見積金額限度額 | 138,000,000円以内とする。<br>（消費税及び地方消費税相当額を含む）<br>※全体事業費は230,000,000円以内とし、見積金額限度額内にて全体設計及び一部工事の契約を行い、残りの工事については別途入札により発注する予定とする。<br>※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。<br>※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。<br>※上限額を超えた者は、失格とする。 |

### 2 参加資格

プロポーザルへの参加者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。ただし、共同企業体（以下「JV」という。）で参加する場合は、以下の(1)～(8)の要件は全ての構成員が、(9)～(11)の要件はいずれかの構成員が満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 射水市入札参加資格停止要領（平成18年告示第174号）に規定する入札参加資格制限期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続がなされていないこと。
- (4) 応募資格の確認基準日から過去2年間において、国税、地方税の滞納がないこと。

- (5) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (6) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 本工事に係る「射水市歌の森運動公園大型遊具等更新工事事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の委員又は委員が所属する機関に所属する者でないこと。
- (8) プロポーザルへの参加者又は構成員は、他の参加者の構成員でないこと。
- (9) 一般社団法人日本公園施設業協会の SP 認定企業又は都市公園における遊具の安全確保に関する指針や遊具の安全に関する規準に準拠した製品を納めることができること。
- (10) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「とび・土工・コンクリート工事」、「土木一式工事」又は「造園工事」に係る建設業の許可を有すること。
- (11) 過去10年間以内に公共工事又は民間工事の1つの工事の請負代金額が4千万円以上の遊具の施工実績を有していること。

### 3 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和8年5月19日（火）正午まで（必着）
- (2) 質問方法 質問書（様式第1号）により電子メールで提出すること。  
提出先電子メールアドレス：toshi@city.imizu.lg.jp
- (3) 質問に対する回答 令和8年5月26日（火）までに、市ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本要領等の追加又は修正とみなす。

### 4 企画提案書等の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する事業者（以下「企画提案者」という。）は、以下の①～③に掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。  
また、JVの場合、構成員すべてについて以下の④及び⑩～⑬を提出すること。  
なお、1者1提案とする。

- (1) 提出書類等
  - ①参加申込書（様式第2号）
  - ②企画提案書等送付書（様式第3号）
  - ③企画提案書（任意様式）及び提案概要書（任意様式）
    - ・企画提案書は、次の（2）に基づいて作成すること。
    - ・企画提案書の様式は任意とするが、日本工業規格A4判を基本とすること。
    - ・表紙には「射水市歌の森運動公園大型遊具等更新工事企画提案書」及び企画提案者の名称を表示し、各ページに番号を付すこと。
    - ・企画提案書は、プレゼンテーション審査時の資料として利用する。
    - ・提案概要書は小学校へのアンケートに用いるものであり、日本工業規格A4判1枚片面印刷で取りまとめること。また、企画提案者ごとの整理番号を記載するため、右上隅に3cm四方の余白を設けること。
    - ・提案概要書はPDFデータを合わせて提出すること。

④事業者概要書（様式第4号）

- ・上記2（9）の一般社団法人日本公園施設業協会のSP認定企業又は都市公園における遊具の安全確保に関する指針や遊具の安全に関する規準に準拠した製品を納めることができることを証するものの写し添付すること。
- ・上記2（10）の建設業の許可等を証するものの写しを添付すること。

⑤実施体制及び配置予定技術者（様式第5-1、5-2号）

- ・実施体制表及び配置予定技術者調書は、次の（3）に基づいて作成すること。

⑥業務実績書（様式第6号）

- ・上記2（11）の実績を含めて記載すること。
- ・契約書の写し等実績を証するものを添付すること。

⑦見積書・内訳書（様式第7-1、7-2、7-3、7-4号）

- ・全体事業費と令和8年度契約対象の見積書及び内訳書を作成すること。

⑧業務工程計画（任意様式）

- ・事業全体の工程（案）を作成すること。

⑨参加資格誓約書（様式第8号）

⑩国税納税証明書（様式その3の3）（過去2年分）

⑪市町村税完納証明書（全税目に未納がないことの証明書）（過去2年分）

⑫財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）（過去2年分）

⑬履歴事項全部証明書

（2）企画提案書に記載する事項

仕様書に掲げる業務を自ら遂行するための具体的な手法を次の項目を含め記載すること。なお、提案概要書はこの限りでなく、小学生にもわかりやすいように提案内容をとりまとめること。

- ①提案内容の概要図（完成予想イラスト・イメージ図）
- ②配置計画図
- ③製品の寸法や材質の判る構造図（平面、立面、側面図等）
- ④自由提案など

（3）実施体制表及び配置予定技術者調書に記載する事項

本工事は、設計・施工一括方式としており、設計と施工の実施者については、下記①②のいずれかの体制を想定しており、それぞれ次のとおり技術者を配置すること。

①施工会社が単独で設計と施工を行う場合

- ・施工：現場代理人【施工会社】  
主任技術者（又は監理技術者）【施工会社】
- ・設計：管理技術者【施工会社】  
設計主任技術者【施工会社】  
照査技術者【施工会社】

②建設コンサルタント会社が設計受託者として施工会社の下請で設計する場合

- ・施工：現場代理人【施工会社】  
主任技術者（又は監理技術者）【施工会社】
- ・設計：管理技術者【施工会社】  
設計主任技術者【設計受託者】  
照査技術者【設計受託者】

なお、各技術者の定義は次のとおりであり、設計と施工に関する配置技術者は、それぞれの技術者要件等を満たせば兼務することは可能とする。ただし、照査技術

者は、管理技術者及び設計主任技術者を兼ねることはできないものとする。

- ・現場代理人：射水市建設工事標準請負契約約款第10条第2項
  - ・主任技術者、監理技術者：建設業法第26条
  - ・管理技術者：設計業務等共通仕様書（令和7年8月富山県土木部）第1107条に準ずる者
  - ・設計主任技術者：管理技術者と同等の能力と経験を有する、設計の技術上の管理を行う者
  - ・照査技術者：設計業務等共通仕様書第1108条に準ずる者
- ※設計主任技術者、設計業務等共通仕様書第1107条第3項及び第1108条第3項の「同等の能力と経験を有する」には、一級造園施工管理技士、二級造園施工管理技士、公園施設製品安全管理士（一般社団法人日本公園施設業協会）一級建築士、二級建築士を含むものとする。

(4) 参加申込書及び企画提案書等の提出期限

①提出期限：令和8年6月30日（火）正午まで（必着）

②提出場所：〒939-0292

富山県射水市小島703番地

射水市都市整備部都市計画課

電話：0766-51-6680（直通）

メール：toshi@city.imizu.lg.jp

③提出部数：8部（正本1部、副本7部）

※提出書類に添付する書類（建設業の許可等を証するものの写し等）は、正本1部のみ提出とする。

④提出方法：持参又は郵送による提出

※持参による場合は、土、日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

※郵送の場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出先に届いていること。（郵送の場合は必ずその旨を射水市都市計画課まで連絡すること。）

## 5 企画提案の審査

### (1) 審査方法

見積金額の比較、小学校アンケート及びプレゼンテーション審査で評価を行う。

### (2) 見積金額の比較

全体事業費の見積金額を比較し、下式の配点とする。

$$\text{価格評価点} = 50 \text{点} \times (\text{最低見積額} / \text{見積額})$$

### (3) 小学校へのアンケート

①実施時期 令和8年7月中旬を予定

②実施方法

・市内の小学校に提案概要書を配布し、人気投票を行い、得票数により下式の配点とする。

$$\text{アンケート評価点} = 100 \text{点} \times (\text{得票数} / \text{アンケート総数})$$

### (4) プレゼンテーションの実施

①実施時期 令和8年8月上旬を予定

※詳細な日時については、企画提案者に別途お知らせする。

※審査過程は非公開とする。

## ②実施方法

- ・本市が設置する選定委員会が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、③に定める審査基準に基づいて審査を行う。
- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とする。
- ・説明は、1事業者20分以内（準備時間は除く）、質疑は10分程度を予定している。詳細については、企画提案者に別途お知らせする。
- ・プレゼンテーションの際、パワーポイントを使用することができる。モニター、HDMI ケーブル、USB TypeC-HDMI 変換アダプター及び電源は市で準備するが、パソコンは各企画提案者で準備すること。
- ・プレゼンテーションは、非公開とする。

## ③審査基準

企画提案の評価基準の配点（委員1人当たり）は、下表に示すとおりとする。

評価基準	評価事項	配点
業務実績	他の同様の業務実績により本業務を遂行するために有益な知見、ノウハウを有している。	5
実施体制	専門知識を有した従事者が配置されており、市の求めに応じて随時協議に応じられる体制が整っているか。	5
コンセプト	運動公園のシンボルとして、子供が遊びを通して運動機能を高めながら楽しく遊ぶことができるか。	10
遊具の構成要素	子供の好奇心や冒険心を掻き立て、誰もが楽しめる提案となっているか。	10
ユニバーサルデザイン・インクルーシブ	年齢や障がいの有無等に関わらず誰もが楽しむことができるような遊具の配置なされているか。	10
維持管理	劣化の低減や長寿命化に配慮し、ランニングコストの軽減（大規模修繕費用などの低減）を図る提案がなされているか。また、維持管理が容易なものとなっているか。	10
安全に対する配慮	予期せぬ遊びに対する安全検討がされ、誰もが安全に利用できるよう配慮がなされているか。	10
提案の明瞭性・独自性	提案資料等がわかりやすい。また、他にはない独自の提案となっているか。	10
合 計		70

※プレゼンテーション評価点＝評価基準に応じた各委員の点数の合計

## 6 優先交渉権者の選定

### (1) 優先交渉権者の選定方法

価格評価点、小学校へのアンケート評価点及びプレゼンテーション評価点を加算し、点数が最も高い者から順に1位とし、以下、順位をつける。

1位の者を優先交渉権者、2位の者を次点交渉者とする。

合計評価点(満点500点)＝価格評価点(満点50点)＋アンケート評価点(満点

100点)+プレゼンテーション評価点(満点350点)

(2) 企画提案者が1者の場合の取扱い

小学校へのアンケートは行わず、プレゼンテーション評価点の最低基準点数(総合評価点の60%以上)を満たす場合は、当該提案者を優先交渉権者とする。

(3) 優先交渉権者の選定及び結果の通知及び公表

- ①審査結果は、各企画提案者に電子メール等により通知する。
- ②優先交渉権者の審査結果を射水市のホームページで公表する。
- ③審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

7 契約の締結

優先交渉権者として選定された者と本市が協議し、契約案件に係る仕様を確定した上で見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、辞退その他の理由で契約できない場合は、次点交渉権者に契約の交渉を行う。

8 企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とし、当該業者を失格とする。なお、優先交渉権者に選定された者の企画提案書等が無効となった場合は、評価により順位付けられた企画提案者の順位を繰り上げる。

- (1) 提出期日を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 提出書類が第三者の権利(著作権等)を侵害している場合
- (5) 審査結果が確定するまでの間に選定委員又は担当課等関係者に本企画に対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (6) 上記1(6)に定める見積限度額を超えた場合

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のため、その写しを作成し使用することがある。
- (5) 提出期限後に、内容の変更や追加、再提出等は認めない。
- (6) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものととする。

10 スケジュール(予定)

内容	期日
公募開始(実施要領等の公開)	令和8年4月30日(木)
質問書の提出期限	令和8年5月19日(火)正午まで
質問書に対する回答	令和8年5月26日(火)午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和8年6月30日(火)正午まで

小学校でのアンケート実施	令和8年7月中旬
プレゼンテーション審査	令和8年8月上旬 詳細については、企画提案者に別途お知らせする。
審査結果の通知	令和8年8月中旬
契約締結	令和8年8月下旬

- 1 1 問い合わせ先  
射水市都市整備部都市計画課  
電話：0766-51-6680（直通）  
メール：toshi@city.imizu.lg.jp